

マイナ保険証をお持ちでない方へ 資格確認書を送付します



令和7年12月2日以降、組合員証及び被扶養者証は保険証として利用することができなくなります。マイナ保険証を利用している方は、引き続き医療機関を受診できますが、マイナ保険証を利用していない方が医療機関を受診する場合は、資格確認書が必要となります。

当組合では、令和7年9月1日時点でマイナ保険証の利用登録をされておらず、資格確認書を交付していない方について、令和7年11月までに共済事務担当課をとおして資格確認書を送付する予定です。



【資格確認書の送付対象者】

マイナンバーカードの
交付申請を
していない方

マイナ保険証の
利用登録を
していない方

マイナンバーカードの
有効期限切れの方

育児休業手当金給付日額上限額等が変更になりました

育児休業手当金等の給付日額は雇用保険法による上限額等が設けられており、令和7年8月から次のとおり変更になりました。

● 育児休業手当金

給付日額上限額 67%支給期間 14,334円 → 14,718円
50%支給期間 10,697円 → 10,984円

※標準報酬の月額が50万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。

● 育児休業支援手当金

給付日額上限額 2,781円 → 2,855円

※標準報酬の月額が50万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。

● 介護休業手当金

給付日額上限額 15,778円 → 16,207円

※標準報酬の月額が56万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。

● 育児時短勤務手当金

基準報酬月額相当額 470,700円 → 483,300円
給付最低限度額 2,295円 → 2,411円
支給限度額 459,000円 → 471,393円

お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413